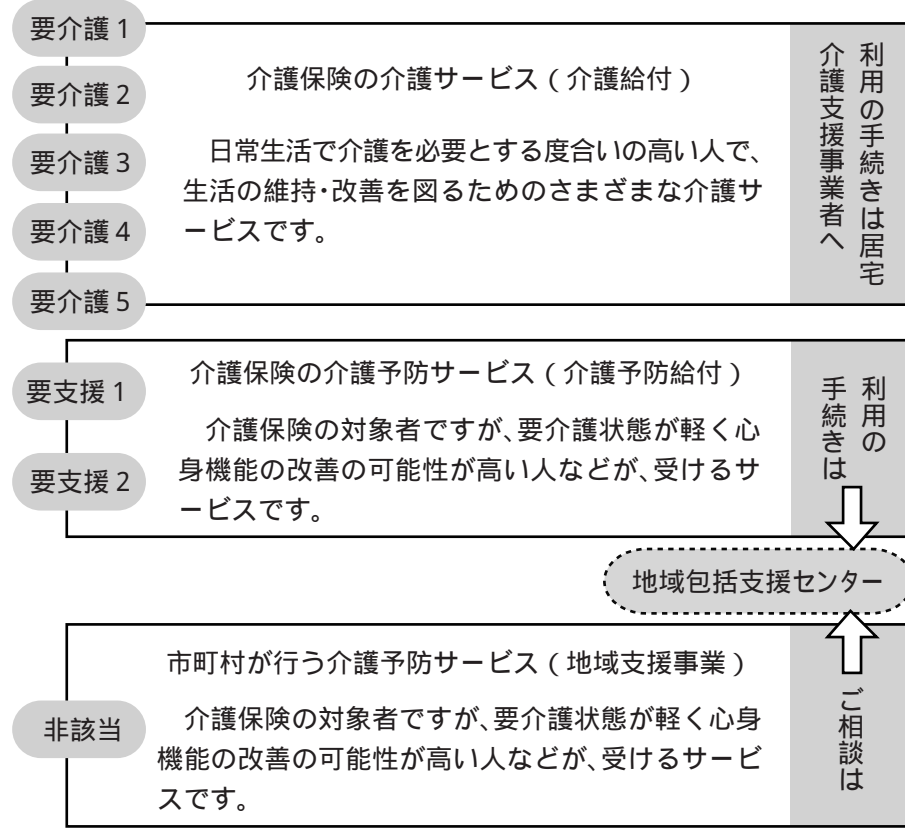


# 介護保険制度が変わりました

平成十二年度からスタートした介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として定着してきました。その一方で要介護者、中でも「要支援」や「要介護1」の軽度の人が急増し、制度から給付される費用も年々増大しています。高齢化社会に向けて、制度を安定的に運営するためには、要介護者を増やさない、重症化させない取り組みが必要になってきています。新しい取り組みとして、介護区分「要支援1」と「要支援2」が新設され、介護予防給付がスタートします。地域包括支援センターが窓口となってサービスの契約をし、今後の介護予防計画をたてていきます。

要介護状態区分が要支援1・2、要介護1～5の7段階になります



## 新たなプログラムが加わります

介護予防通所介護などの中で、従来のサービスに加え要支援1・2の人に提供される選択的サービスとして、新たなプログラムが加わります。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせ利用します。

<b>運動器の機能向上</b> 理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニングなどを行います。	<b>栄養改善</b> 管理栄養士が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。	<b>口腔機能の向上</b> 歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯磨きや義歯の手入れ法の指導や摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。
--	---	---

香南市では、介護予防給付の実施は、7月1日です。それまでは、従来通りのサービスが受けられます。問い合わせ先 保険医療課 介護保険係 ☎ 57-8510

## 地域包括支援センターができました

（高齢者総合相談窓口）  
4月から各町村にあった在宅介護支援センターを廃止し、新たに香南市として保険医療課に「地域包括支援センター」を設置しました。「介護予防ケアマネジメント業務」や「高齢者の総合相談」、「高齢者の権利擁護や虐待に関する相談・支援」、「地域で活動するケアマネジャーの支援業務」を行います。お気軽にご利用ください！  
連絡先 保険医療課 地域包括支援センター係 ☎ 57-8511



## ひとり親家庭医療費（母子・父子家庭医療費）助成制度のご案内

この制度は、ひとり親家庭に対し生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、保険適用分の医療費・薬剤費の自己負担分（高額医療費は除く）を助成する制度です。

- 対象者** 香南市に住所を有する、18歳までの子どもをもつひとり親家庭の親および18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。
- 所得制限** 世帯全員の所得税が非課税 または、世帯の総所得額が200万円以下(平成18年4月1日現在)
- 適用時期** 申請書提出日の翌月の初日(1日)から直近の6月30日まで(毎年の更新が必要です) 月の途中で転出等で資格喪失となる場合は、その月の月末まで適用となります。(例:10月16日に転出や婚姻した場合 10月31日まで助成を受けられる)
- 申請方法** 申請は香南市役所保険医療課(☎57-8510)またはお近くの各支所でお願います。
- 持参するもの** 健康保険証(全員の分)・認め印 世帯員の中に平成17年1月1日以降に転入された方がいる場合は課税証明書の添付が必要になります。

## ひとり親家庭医療費（母子・父子家庭医療費）助成制度を受けられているみなさまへ 更新申請のお知らせ

現在この制度を受けられているみなさまがお持ちの受給者証(証の色:桃色)の期限は、平成18年6月30日までです。更新の申請をされる方は、下記にご留意のうえ手続きをお願いします。

- 期間** 平成18年5月22日(月) ~ 平成18年6月9日(金)
- 場所** 香南市役所 保険医療課 または お近くの各支所
- 持参するもの** お持ちの母子家庭医療費受給者証・認め印 健康保険証(全員の分)
- 所得制限** 世帯全員の所得税が非課税または、世帯の総所得額が200万円以下(平成18年4月1日現在) 申請後、審査し、対象になる方には受給者証をお送りします。(審査受給者証の送付)を速やかに行うため、上記の期間に手続きを済ませてください。7月以降に更新の手続きをされた場合は、手続きされた翌月の初日からの発効となりますので手続きを忘れないよう特に注意してください。また、申告がお済みでない方は税務課で申告を済ませてください。

## 医療費助成制度のご案内

### 乳幼児医療費助成制度

香南市では、市内に住所を有する乳幼児【0歳(出生)～6歳(小学校入学前の3月末日)】に対し保険適用分の医療費・薬剤費の自己負担額(高額医療費は除く)を助成していません。申請がお済みでない乳幼児の保護者の方は手続きをお願いします。

- 手続きの場所** 香南市役所保険医療課または各支所
- 持参するもの** 乳幼児の名前の入った健康保険証認め印

転入により手続きをされる方のうち、乳幼児の年齢が1歳以上の方は、児童手当受給者の課税証明書が必要な場合があります。

- 乳幼児医療費助成制度を受けられている保護者の方へお願い
- 香南市から転出される際には、必ず乳幼児医療費受給者証を返却してください。また、有効期限が切れた受給者証も返却してください。

### 障害者福祉医療費助成制度

この制度は、重度心身障害者・中度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険適応分の医療費・薬剤費を助成する制度です。

- 対象者** 中度心身障害者または受給者証有効期限が平成18年6月30日までの方
- 手続き期間** 6月1日(木)～6月16日(金)
- 手続きの場所** 香南市役所保険医療課または各支所
- 持参するもの** 健康保険証・認め印・身体障害者手帳又は療育手帳(障害者医療費受給証と老人医療受給者証をお持ちの方はその受給者証)

すべての問い合わせ先 保険医療課 福祉医療係 ☎ 57-8510